

住民税の年金からの引き落としが始まります (特別徴収制度)

年金を受給されている
65歳以上の方ご確認ください!

対象となる方は

**4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち
住民税の納税義務のある方が対象です。**

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。
この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、
前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。
ただし、以下の方については、対象となりません。



- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

税務課からの
お知らせ

21年10月からの納付方法は



- ※特別徴収制度…給料や年金から差し引いて納めていただく制度です。
- ※普通徴収制度…納付書や口座振替で納めていただく制度です。

【夜間納税相談】

9月10日・24日(木)
17:30~20:00
場所 小城市庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課 (小城市庁舎)
☎73-8810
☎73-8801

Q & A

Q1 本人の意思により、特別徴収(年金からの引き落とし)から、普通徴収へ切り換えることはできますか。

A1 本人の意思による選択はできません。後期高齢者医療保険料・国民健康保険料は、一定の要件のもとに口座振替への選択ができますが、個人住民税の場合は現在のところ、特別徴収のみとなります。

Q2 年度の途中で、住民税額が変更になった場合、特別徴収税額も変更になりますか。

A2 年度の途中で、年金にかかわる住民税額が変更になった場合、特別徴収は中止になり、徴収済の税額は引いた残りの額を全て普通徴収となります。

Q3 当初は介護保険料が公的年金より特別徴収されていましたが、途中で保険料が変更になり普通徴収になりました。住民税はどうなりますか。

A3 介護保険料の対象者でなくなった方については、住民税についても普通徴収になります。

納期限を守りましょう!

9月30日(水) 国民健康保険税 4期